

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！（令和8年9月1日より）

（令和8年8月31日更新）

道路交通法の改正に伴い、令和8年9月1日から、生活道路における法定速度が 60 km/h から 30 km/h に引き下げられます。生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線等がない道路のことです。

自動車を運転する際は、決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心がけましょう。

●[警察庁・都道府県警察広報用パンフレット.pdf](#)



Q 速度規制がある場合はどうなるのか。

A 速度標識の指定速度に従ってください。

Q 30km/h を超えると違反对象になるのか。

A 法定速度を超えての走行となるので速度違反になります。

【神戸町役場 問い合わせ先】

神戸町役場 総務課

電話：0584-27-0171